

## ◎地方自治法の一部を改正する法律

(平成二六年五月三〇日法律第四二号)

### 一、提案理由(平成二六年四月一五日・衆議院総務委員会)

○新藤国務大臣 地方自治法の一部を改正する法律案及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、地方制度調査会の答申を踏まえ、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、所要の措置を講ずるものです。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、指定都市制度の見直しに関する事項であります。

指定都市の都市内分権を進めるため、指定都市の区の事務所が分掌する事務については、条例で定めることとしております。また、指定都市は、条例で、区にかえて総合区を設け、市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するもの

地方自治法の一部を改正する法律

を市長が議会の同意を得て選任する総合区長に執行させることができることとしております。

また、指定都市及び都道府県の間の一重行政を解消するため、指定都市及び当該指定都市を包括する都道府県がその事務の処理について必要な協議を行う指定都市都道府県調整会議を設けることとするともに、指定都市の市長または都道府県の知事は、指定都市都道府県調整会議における協議を調えるため必要があると認めるときは、総務大臣に対し、指定都市都道府県勧告調整委員に意見を求め、必要な勧告を行うことを求めることができることとしております。

第二は、中核市制度と特例市制度の統合に関する事項であります。

中核市制度については、現在人口三十万以上とされている指定の要件について、人口二十万以上とするともに、特例市制度に関する規定を削除することとしております。これに伴い、経過措置として、現に特例市である市については、これまで特例市が処理してきた事務を引き続き処理することとするほか、その人口が二十万未満であっても、施行から五年間は、中核市の指定を受けることができることとしております。

第三は、新たな広域連携の制度の創設に関する事項であります。

普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結することができることとするともに、連携協約を締結した普通地方公共団体相互の間に連携協約に係る紛争があるときは、当事者である普通地方公共団体は、総務大臣等に対し、自治紛争処理委員による紛争を処理するための方策の提示を求める旨の申請をすることができることとしております。

また、普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体の求めに応じて、協議により規約を定め、他の普通地方公共団体の事務の一部を、当該他の普通地方公共団体の長等の名において管理及び執行することができることとしております。

このほか、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例の創設その他所要の規定の整備を図ることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

……………(略)……………

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

## 二、衆議院総務委員長報告(平成二六年四月二五日)

○高木陽介君 ただいま議題となりました両法律案につきまし

て、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、地方自治法の一部改正案は、地方制度調査会の答申を踏まえ、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、指定都市制度の見直し、中核市制度と特例市制度の統合、新たな広域連携制度の創設とともに、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例の創設等の措置を講ずるものであります。

……………(略)……………

地方自治法の一部改正案は、去る四月十日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日に、また第四次整備法案は十四日に、それぞれ本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、去る十五日両案について新藤国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、十七日から質疑に入りました。

二十二日には、安倍内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、地方自治法の一部改正案に対し、日本維新の会から修正案が提出され、提出者から趣旨の説明を聴取いたしました。また、昨二十四日には両案及び修正案について参考人からの意見聴取を行い、同日質疑を終局いたしました。

次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、両案は賛成多数をもっていずれも原

案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年四月二四日)

政府は、本法施行に当たり、次の事項に十分配慮すべきである。

一 大都市制度の改革については、更に住民自治の機能の強化が図られるよう、住民の意思の行政運営への的確な反映や住民が積極的に行政に参画しやすくする仕組みについて、総合区長の公選制など、統治機構の改革の在り方を含め、引き続き検討すること。

二 指定都市の市長及び指定都市を包括する都道府県知事が、指定都市都道府県調整会議の構成員を選任するに当たっては、二重行政の解消が同会議の立法化の趣旨であるとともに、指定都市と都道府県それぞれの執行機関と議会が共に参画することが協議の実効性を高める上で重要であることを踏まえ、適正な運用が図られるよう、改正趣旨の周知徹底を図ること。

三 中核市と特例市の統合については、現在の特例市が円滑に新たな中核市へ移行できるよう、事務移譲に伴う人的支援や財政措置について特段の配慮を行い、適切な事務処理体制が

地方自治法の一部を改正する法律

構築できるよう努めること。

四 連携協約を締結する地方中枢拠点都市圏については、地方中枢拠点都市と近隣市町村双方の適切な役割分担の下、地方中枢拠点都市のみならず近隣市町村もその便益を享受できるよう、双方に対してその役割に応じた財政措置等について、特段の配慮を行うこと。

五 事務の代替執行については、都道府県が小規模市町村と連携して補完する仕組みとして活用する場合は、市町村優先の原則や行政の簡素化・効率化という事務の共同処理の立法趣旨を踏まえ、適正な運用が図られるよう、改正趣旨の周知徹底を図ること。

六 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例については、本特例措置を適切かつ円滑に活用できるよう、改正趣旨の周知徹底を図るとともに、証明等の事務を行う市町村長の過度な負担とならないよう、助言その他の支援を行うなど、必要な措置を講ずること。

三、参議院総務委員長報告(平成二六年五月二三日)

○山本香苗君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方制度調査会の答申を踏まえ、指定都市制度の見直し、中核市制度と特例市制度の統合、新たな広域連携の制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、総合区制度の創設の意義と導入の見直し、指定都市都道府県調整会議に係る総務大臣の勧告の位置付け、特例市から中核市への円滑な移行のための支援策、連携協約制度の運用の在り方、新たな広域連携の制度と市町村合併との関係等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉良よし子委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年五月二〇日)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、急激な人口減少・少子高齢社会の進行等に対応して、住民の暮らしを支える対人サービスの重要性はますます高まっ

いくことを踏まえ、大都市を含めた基礎自治体によるサービス提供を持続可能なものとするなど、基礎自治体が適切な役割を果たしていくことができるよう、今後とも不断の見直しを行うこと。

二、指定都市制度については、新しい区の位置付けを踏まえ、住民自治を強化するため、総合区長の公選など住民意思の行政運営への的確な反映や住民の行政参画を促進するための具体的方策を、引き続き検討すること。

三、指定都市都道府県調整会議については、指定都市の市長及び指定都市を包括する都道府県知事が協議し、構成員を加えるに当たっては、二重行政の解消が立法化の趣旨であり、指定都市と都道府県のそれぞれの執行機関と議会が共に参画することが協議の実効性を高める上で重要であることを踏まえ、適宜・適正な運用が図られるよう、十分配慮すること。

四、中核市と特例市の統合については、現在の特例市が新たな中核市へ円滑に移行し、適切な事務処理体制を構築できるように、事務移譲に伴う人的支援や財政措置について、特段の配慮を行うこと。

五、連携協約を締結する地方中枢拠点都市圏については、地方中枢拠点都市と近隣市町村の双方が適切な役割分担を行うとともに、連携協約を締結した普通地方公共団体が、その便益

を十分享受できるよう、協約締結団体に対応して必要となる財政措置等について、最大限の配慮を行うこと。

六、事務の代替執行については、都道府県が小規模市町村と連携して補完する仕組みとして活用するに当たっては、市町村優先の原則など事務の共同処理に関する立法趣旨を踏まえつつ、各市町村の地理的条件や社会的条件が多様であることに鑑み、行政の効率化等にとらわれることなく、地域の実情を十分踏まえた運用が図られるよう、格段の配慮を行うこと。

七、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例については、証明等の事務を行う市町村長に過度な負担とならないようにするとともに、適切かつ円滑に活用できるよう、助言その他の支援を行うなど必要な措置を講ずること。

右決議する。